

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年7月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月25日から同年8月14日まで縦覧に供する。

令和7年7月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）平尾地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）岡田東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）上新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）畑田地区	〃